

第17回産業動物臨床・家畜共済委員会の会議概要

(産業動物臨床部会常設委員会)

I 日 時 平成25年10月7日(月) 13:30~16:50

II 場 所 日本獣医師会会議室

III 出席者

【委員長】 麻 生 哲 日本獣医師会理事(産業動物臨床部会長)

【副委員長】 横 尾 彰 日本獣医師会理事(産業動物臨床部会副部会長)

【委 員】 石 川 憲 明 富山県獣医師会副会長(石川繁殖管理クリニック代表)
一 澤 正 茨城県獣医師会理事(茨城県農業共済組合連合会家畜診療センター所長)
井 原 晴 喜 愛媛県農業共済組合連合会東予家畜診療所審査役
大 塚 浩 熊本県獣医師会産業動物部会長(おおつか動物病院代表取締役)
岡 本 真 平 北海道獣医師会理事(北海道農業共済組合連合会家畜部長)
音 井 威 重 山口大学共同獣医学部教授
酒 井 淳 一 山形県農業共済組合連合会参事
佐 藤 真 澄 動物衛生研究所動物疾病対策センター疫学情報室長
志 賀 明 日本養豚開業獣医師協会理事(シガスワインクリニック代表取締役)
鈴 木 博 東京都家畜保健衛生所病性鑑定主任
西 口 示 兵庫県獣医師会副会長(兵庫県農業共済組合連合会家畜部長)
長谷川 隆 千葉県農業共済組合連合会家畜部次長

(欠 席) 坂 井 利 夫 鶏病研究会(坂井利夫家禽・家畜診療所)

【本 会】 近 藤 信 雄(副会長)、矢ヶ崎 忠 夫(専務理事)ほか

IV 議 事

- 1 職域別部会の運営等(説明)
- 2 委員長・副委員長の選任(報告)
- 3 前期委員会報告の取りまとめと対応の経過等(報告)
- 4 今期委員会の検討内容について(協議)
- 5 その他

V 会議概要

近藤副会長から、開会に当たり大要次の挨拶があった後、事務局から出席者が紹介され、議事が進行された。

- ・ 部会長の麻生理事、副部会長の横尾理事を始め、各委員の方々には、ご多忙のところを委員会に参画いただき感謝申し上げます。2年間の議論をお願いしたい。
- ・ TPPの交渉の行方はまだ不明で、日本の畜産を取り巻く環境は厳しいが、食の安全・安心を堅持しなければ、日本の畜産業は生き残ることはできないと考えている。
- ・ 様々な課題を議論することになると思うが、スピーディーに議論を進め、1年でできるものは1年で取りまとめ、2年かかるものは2年間で中間報告等を取りまとめながら、十分審議し、産業動物臨床・家畜共済委員会での議論を内外に示していきたい。

1 職域別部会の運営等（説明）

事務局から、資料に基づき職域別部会の位置づけと日本獣医師会職域別部会運営規程が説明された。

2 委員長・副委員長の選任（報告）

事務局から、日本獣医師会職域別部会運営規程第5条第4項の規定に基づき、麻生哲部会長が委員長に、横尾彰副部会長が副委員長にそれぞれ就任される旨説明された。

3 前期委員会報告の取りまとめと対応の経過等（報告）

- (1) 事務局から、資料に基づき前期委員会報告（「産業動物獣医療提供体制の整備に向けて」）について説明された。
- (2) 報告書記載事項に係り、出席者から以下の感想が示された。
 - ア 具体的な事例・事案や図表を多く収載すると分かりやすい。奨学金・修学資金については、模式図を示せば若い獣医学生を誘導しやすい。また、産業動物獣医師となっても、返済に苦慮するようであれば補填するシステムが必要である。
 - イ 総論的な記述が多く、的を絞って具体的に記述すべきである。また、今後は課題に対して、ガイドライン等を示し、具体的な対応方法を示すと良い。
 - ウ 大学で就職担当をしているが、産業動物獣医師のうち、公務員分野は不足しているが、大動物臨床分野は志望しても希望通り就職できない状況である。また、インターンシップに参加しても採用されとは限らない。
 - エ 前回、前々回の報告書と比べ、豚・鶏の記述とともに、飼養衛生管理基準の改正に伴い、家畜保健衛生所の役割に関する記述が増加している。一方、家畜共済の部分の記載が少ないと感じた。
 - オ 産業動物獣医療を含めた畜産業は、消費者のためにタンパク質を供給するためだけの産業として捉えると淋しい。TPPを考えると、先行きに不安を感じるが、まず消費者に国内の畜産振興は重要であると再認識させる必要がある。日本の畜産振興を推進

しなければ、新規獣医師が産業動物に志向しない。

カ いただいた課題が幅広く焦点が絞れなかったが、「おわりに」で記載したとおり、総花的な部分はあるものの、産業動物診療獣医師の方向性を示せたと思われ、今期はさらに内容を具体化を進めたい。獣医師の中には、その資格にあぐらをかいて切磋琢磨を怠り、農家や関係業者に振り回されているものもいる。獣医師は、高度職業人として高い倫理観を持ち、生産者・消費者から信頼される職業とするべく、今回の委員会で検討して行きたい。

4 今期委員会の検討内容について（協議）

(1) 事務局から、資料に基づき、平成22年8月農林水産大臣から示された「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（第三次）」及び、「平成25年度産業動物臨床部会における検討課題への対応（案）」が説明され、続いて横尾副委員長から補足説明がなされた後、大要以下の意見交換が行われた。

(2) 「1 地域獣医療提供体制整備計画推進のための協力体制の確立について」

ア 本県では、産休、育休で休暇を取る女性獣医師が、この5～6年の間、80名の獣医師うち、4～5人と多かったため、臨時雇用制度を設け、OB職員を登録制で雇った。給与体系がパートタイム労働者と同様の扱いで低額であったため、この点は改善すべきと考える。

イ 本県では、大動物臨床獣医師は約90名、うち農業共済組合連合会には56名である。産休・育休の問題はないが、人手不足となる際は、近隣の診療所の獣医師の支援等で対応している。前述のような制度は確立していない。

ウ 農水省が国の方針を策定する際、日本獣医師会は意見や提言をした上で実現化に向けて協力すべき立場であるが、都道府県計画については、地域により実情が異なるので議論しづらい。また、記載される内容も制限されるため、形骸化して無難な内容になりがちで、この10年で本気で取り組むべき内容を具体的に策定するのは困難である。今回の「2 社会ニーズに適応した産業動物診療獣医師の育成支援のあり方について」、「3 農場HACCP等に基づく農場管理獣医師制度の取り組みについて」については、前期の発展形として具体的な検討ができるが、「1 地域獣医療提供体制整備計画推進のための協力体制の確立について」について本委員会で検討するのは難しいと思われる。

エ 本県では獣医師会は国や県が策定した計画に対して意見を具申できる環境がなく、参画していない状況であり、これでは獣医師会としての存在価値が問われる。獣医師会が獣医療のあるべき姿を提案しなければならない。計画の立案の段階で、各県の獣医師会が関与できるように日本獣医師会の協力を望む。

オ 国や県の計画の内容では、開業獣医師は生業として成り立たない。特に養豚獣医療の開業は診療数も少なく、薬剤流通を適正に取り組む者は損をするような状況であり、これらの課題に対する具体的な提言をし、行政を動かさないと、後継者も育たない。2年間はこのような課題について議論したい。

カ 計画が形骸化しているなら、なぜ形骸化したのか明確にする必要がある。行政が策定した計画を実行に移すためには、行政側の援助や改善の方向性を引き出すことがで

きるよう議論することが必要である。

- キ 大学では、獣医学概論という授業の中で、県や共済の獣医師職員を講師として招いているが、臨床現場（フィールドワーク）に近づけるよう、協調体制の構築を望んでいる。
- ク 例えば、藏内会長が特別委員会を組織し、協議を予定している女性獣医師の活用等、国・都道府県の計画に漏れている部分を指摘したり、予算配分についても、現場の声を代弁する形で獣医師会から提言すると良い。
- ケ 獣医師会は、現場の課題に対して消極的な姿勢ではなく、速やかに行政に駆けあうような、積極的に課題を解決するような組織であることを期待する。
- コ 現場の最前線において家畜保健衛生所と農業共済組合の獣医師が、それぞれの組織の事情で業務に当たっており連携が不十分な面もある。相互に連携し、農家に対し速やかに情報等を提供、共有できるようなシステム構築が望まれる。獣医学系大学がない地域では、情報の伝達が遅滞することもあり、特にこのようなシステムが必要である。
- サ 本県では、国の方針に基づいて、県職員、県獣医師会長、農場共済組合、家畜人工授精師協会が参画して県の基本計画を策定したが、国の方針に準拠しており、現場の獣医師や農家の声は反映されなかった。
- シ 本県は、共済組合と家畜保健衛生所、家畜保健衛生所と開業獣医師との関係が強く、三者の情報の共有化や協働が比較的取り組みやすい。

(3) 「2 社会ニーズに対応した産業動物診療獣医師の育成支援のあり方について」

- ア 獣医学生に大動物診療の現場実習を体験させることは、産業動物診療獣医師を志向する機会になると感じている。しかし、受入側では、ボランティア的な対応が多く、獣医師会から関係部署に補助などの要請が望まれる。
- イ 大学では、インターンシップ制度を有効活用しているが、本制度を利用する学生は4年生が中心のため、最も進路に影響を及ぼす、2、3年生時に産業動物診療に魅力を感じれば、さらに志向は高まるものと思われる。
- ウ 就職後の卒後教育を受ける機会は少ないとの声もあり、例えば、農業共済組合獣医師は他の共済組合で技術研修等の機会が得られるよう、卒後教育の充実を獣医師会に依頼したい。
- エ 産業動物診療獣医師を志向する学生の数は、大学教員の影響で大きく左右される。首都圏の大学では構内で産業動物を飼育することができず、また、多くの大学で産業動物獣医学を教育できる教員が限られているという課題がある。
- オ 家畜保健衛生所等の公務員獣医師を志望する学生が少ないのは、待遇が一つの要因であり、私立大学を卒業して公務員になった場合、支払った学費に見合う収入を得られないという実情がある。
- カ 養豚分野では、全国、地域において多数の研究会や学会が積極的に活動し、獣医師だけでなく、若手の養豚農家や従業員も含めた研修等を実施している。学生を産業動物獣医療の分野に誘導するためには、この業界が「安定した収入を得られる」産業とならなければ、いずれ学生の新規参入はなくなる。

- キ 今後、産業動物診療獣医師を育成するには、新しい産業動物臨床獣医師「像」を示す必要がある。その具体例の一つが、管理獣医師である。しかし、薬剤師における「管理薬剤師」は薬事法により責任や役割が明確に規定されているが、管理獣医師は、飼養衛生管理基準で設置を義務づけられているのみで、立場や役割は明確でなく、管理獣医師を制度化することが必要と思われる。
- ク 産業動物診療獣医師は、総論的には不足しているが、各論的には偏在しているだけではないか。獣医師会や中央畜産会等が主催する研修会は数多く開催されており、十分学習する機会があり、恵まれていると思われる。一方で主催する側としては、多くの参加者は意識が高い獣医師に限られており、全体のボトムアップが難しい状況もある。
- ケ 新規産業動物診療獣医師の偏在の一因は待遇の他、同年代の獣医師同士の連帯意識の共有も思慮される。当県では、近県からも参加できるような講習会を開催し、相互に理解を深めるような機会を設けているが、これらは獣医師会が主体となった推進が望まれる。
- コ 現場では農家を代弁する獣医師が多い。これには農業普及員、営農指導員等が減少し、畜産農家が頼る相手が獣医師しかいないという背景がある。畜産農家を獣医師が支える必要はあるが、そこには獣医師が消費者の声を代弁することで、需要の高い畜産物の生産に寄与することも重要である。

(4) 「3 農場HACCP等に基づく農場管理獣医師制度の取り組みについて」

- ア 産業動物の診療以外の業務、例えば農家から経営方針等の相談に応じ客観的な意見を述べることができるのは、現場の獣医師である。管理獣医師の業務はこのようなコンサルティングも含まれると思われる。一律的に農場HACCPを小規模酪農家に求めれば、廃業にも繋がりかねず、酪農業界では進んでいない。
- イ 本県は大規模酪農家が少ないことから、意識改革から始めなければならないと感じた。
- ウ 農場HACCPについては、酪農では、農場規模の大小に拘わらず、意識の高い農場から導入が推進されると考える。
- エ 大規模な農場向けのHACCPをそのまま導入できる農家は少ない。日本の畜産業に適合した農場HACCPのあり方を日本獣医師会で検討されたい。
- オ 本県は養豚県であり、農場HACCPの導入は重要と考え、積極的に指導員等の講習を受講して資格を取得するよう勧めている。
- カ 養豚獣医師は、予防接種事業の廃止により収入が減っている。養豚獣医療のシステムを構築しないと、少数の獣医師に限られ、獣医療の質の確保が困難となる。動物用医薬品指示書の流通の課題については、養豚獣医師が農家に提出するレポートのような資料を薬事監視行政に提出すれば、担当官である獣医師も農場の情報等を把握することから、日本獣医師会と日本養豚開業獣医師協会との間で新しい指示書のシステムを構築したいと考えている。
- キ 現状では養豚、養鶏の開業獣医師の活躍の場は限られており、今後も議論願いたい。
- ク 農場HACCPの審査員として農場を視察するが学ぶ点が多い。また、TPP締結

以降、輸入される米国産豚肉は農場HACCPを合格した農場から輸入されると聞いており、わが国での普及は急務と考える。さらに、HACCPの審査員、指導員に開業獣医師が少ないが、農場衛生など衛生分野の専門家として、獣医師が中心となって農場HACCPに携わっていくべきである。

ケ 管理獣医師の定義を確立することが本委員会の一つの役割と思われる。また、薬剤師は職域を広げ、1人当たりの処方箋取り扱い数も少なくなってきたが、獣医師は一人で数千の豚、鶏を診療している。このような事態を解消するためにも本委員会から国を含めた行政への提言をしたいと考える。

コ わが国の畜産の大規模化等に伴い、管理獣医師は畜種を問わず求められることとなるが、わが国の畜産規模にあった管理獣医師のシステム、衛生管理技術のあり方等を具体化する必要がある。

サ 農場HACCPに関しては、現在、中央畜産会や畜産関係のNPO法人が活発に活動しているが、獣医師会としても関与のあり方を検討すべきである。

シ 獣医師は、農家の立場ではなく、消費者側の立場で農家を管理・指導していく必要がある。薬剤流通の課題もこの点が一因と思われる。農家のためだけでなく、人間のために獣医師（学）があることを忘れては、食の安全は守れない。農場HACCPも導入した農家が良い結果を得られなければ意味がない。

ス 農場HACCPについては、大学でもカリキュラムに組み込まれておらず、制度も確立もされていないため、まずフレームを具体化するような議論が望まれる。

セ 前回問題提起をしていた要指示薬の取扱いについては、さらに検討し、管理獣医師やワクチンの課題に対するガイドラインを策定すると良い。

(5) 以上の議論を踏まえ、麻生委員長より「畜種（牛・馬・豚・鶏）別の獣医療への取り組みについて」は、小委員会を設置することが提案され、人選等詳細については、委員長、副委員長に一任することで了承された。

5 その他

(1) 西口委員から、「家畜共済における病傷給付審査上の留意点等について」と「家畜共済の病傷事故給付基準」の資料等が配布、説明され、大要以下の意見交換が行われた。

ア 本地区においては、多くの県で乳房炎に抗生剤を生理食塩水で希釈したものを投与していたため、保険給付対象外となり、さらに5年遡って農家から返金を求めるよう指導された。

イ 本県も開業獣医師が多く、様々な方法で治療している。注入薬のポジティブリストについては、休薬期間は自分で設定して責任をもつよう指導があり、使用を中止することとしたが、一般的な乳房炎軟膏だけでは治らないことも多い。家畜共済の指針とポジティブリストの休薬期間の板挟みで、臨床獣医師は抗生物質の選択に頭を悩ませている。

ウ 偽りを記載すれば獣医師法に抵触するし、これでは若い獣医師が育たない。事故外である旨農家に説明して、正規の診療費を徴収している。

エ 県によって指導が厳しい地域とそうでない地域がある。厳しい地域では、個人で

ボーナスがなくなるほど返還した事例もある。薬剤の納品書を全て調べ、違反と判断され、共済不信に陥った獣医師や、市役所を辞めた職員もいる。この問題は大変重要であり、獣医師会としての提言が望まれる。

オ 今回の共済の問題は、国が使用医薬品の給付基準の厳守という方向を示し、なおかつ5年前まで遡って適用外の治療費を農家へ請求するという非現実的な指導にある。また、審査基準にも曖昧なところがあり、何が病傷事故給付対象になるのか明確でない。国が明確な指針を策定しなければ、現場はこれまで以上に混乱する。

カ 病名ごとに使用できる薬剤が定められることになり、獣医師の技量の低下が危惧される。

キ 農水省の共済制度に対する基本姿勢が、大きく変わったように思う。獣医師に任せられる部分が少なく、最終的にリスクを背負うのは生産者（農家）である。これでは何のための共済制度かわからない。また、牛白血病についても是非議論願いたい。肥育牛の母牛の白血病陽性率が非常に高いが、行政によって足並みも揃っていない。食肉処理場で解体されたときに白血病と診断されたら、それを共済で補填するよう要望したい。

ク 白血病の問題を共済内のみで対応すべきとするなら、例えば、国が抗体陽性のものに対して淘汰対象として、共済の支払い対象としたときに、農家の掛け金がどのくらい高くなるか想像がつかない。国の方針が明確となった際に、共済のできる範囲を示す方向が現実的と思われる。

VI 閉 会

矢ヶ崎専務理事から、大要次の挨拶があり、閉会した。

- ・ 本日は長時間の議論の中、具体的な課題を挙げていただき、感謝申し上げます。
- ・ 本委員会で検討した内容は、農林水産省等に要請するが、これまで政策的提言が主となり、より具体的な課題が記述されておらず、実際に課題への取り組み結果が不明確であった事例もあり、本委員会でより具体的な課題を検討いただきたい。
- ・ TPPについては、他の畜産関係団体とともに反対を表明していたが、昨今の状況では、重要6品目についても関税撤廃化に方向転換するような発言もあり、年末に向けて予断を許さない状況である。産業動物診療獣医師に直接関わってくる問題でもあり、これらを踏まえた、産業動物診療獣医師の役割等を検討いただきたい。